

社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会
役員・評議員・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

制 定 平成18年12月18日
一部改正 平成29年 3月28日
最新改正 平成29年 6月23日

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条、本会部会、分科会及び委員会等設置規程第6条に基づき、本会の役員・評議員・各種委員会委員等（行政関係者を除く）の費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 定款10条及び第25条に基づき、役員等の報酬はこれを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等並びに各種委員会委員が、本会の理事会、評議員会及び各種委員会等へ出席したとき及び本会業務に従事したときは、費用弁償として役員に2,000円、評議員に2,000円を支給することができる。ただし、役員が各種委員会・審査会に委員として出席したときは、費用弁償として1,000円を支給することができる。なお、行政職員を除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会以外の委員会等に参加し報酬等の支給がある場合はこれを支給しない。
- 3 各種委員会・審査会委員には、費用弁償 1,000円/回を支給する。
- 4 会長・副会長がその職務を遂行するため、三役会、その他の会議、各種行事等に参加した場合は、費用弁償として1回あたり500円を支給する。ただし、年間の支給額は予算の範囲内とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、役員、評議員及び各種委員の会議の出席等に係る実費が前項の定める金額を超えるときは、費用弁償として実費相当額を支給することができる。

(改 廢)

第5条 この規程の改廢は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年 4月13日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年12月18日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年 6月23日から施行する。